

承第7号

専決処分の承認について（下呂市非常勤の特別職職員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年10月23日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

市内各地で出没する熊による被害対策として緊急銃猟を実施するため、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 17 号

専決処分書（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 23 日

下呂市長 山 内 登

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前							
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）							
区分		報酬		費用弁償		区分		報酬		費用弁償	
教育委員会委員の項～農業振興地域整備促進協議会委員の項（略）				(略)		教育委員会委員の項～農業振興地域整備促進協議会委員の項（略）				(略)	
鳥獣被害対策実施隊員		年額	1万円 の範囲 内で市 長が定 める額			鳥獣被害対策実施隊員		年額	1万円 の範囲 内で市 長が定 める額		
		月額	96,000円 の範囲 内								

改正後					改正前				
			<u>内</u> <u>で</u> <u>市</u> <u>長</u> <u>が</u> <u>定</u> <u>め</u> <u>る</u> <u>額</u>						
森林管理委員会委員の項 ～地方自治法第174条に定 める専門委員並びに地方 公務員法（昭和25年法律第 261号）第3条第3項第2 号、第3号及び第3号の2 に該当する職にある者の うち、前各号に該当しない ものの項（略）					森林管理委員会委員の項 ～地方自治法第174条に定 める専門委員並びに地方 公務員法（昭和25年法律第 261号）第3条第3項第2 号、第3号及び第3号の2 に該当する職にある者の うち、前各号に該当しない ものの項（略）				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、緊急銃猟制度が創設されたことに伴い、緊急銃猟を行う非常勤の特別職職員の報酬を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 鳥獣被害対策実施隊員の報酬に、緊急銃猟を実施する際の日額報酬を追加します。

(別表関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)